

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



福井県坂井市福祉総合相談室のみなさん



島根県松江市生活福祉課のみなさん

生活困窮者自立支援法は、今年の4月で法施行から3年が経過しました。

この3年間、生活困窮者の自立と尊厳を尊重しながら、個人に寄り添った包括的支援が実践され、その成果をあげたほか、支援過程において、地域の様々な分野、関係者間のつながりが全国各地で生まれています。

その一方で、まだ支援につながっていない生活困窮者への対応、支援メニューの不足、自治体の取組のばらつきが見られること等の課題も生じてきました。そうした課題への対応等について、その施行状況を踏まえ、生活保護制度の見直しと一体的に議論するため、平成29年5月に「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下「部会」という。）が設置され、学識者、自治体、現場関係者の参集の下、計11回の議論を経て、平成29年12月に部会報告書がとりまとめられました。

その部会報告書の内容も踏まえ、本年2月、生活困窮者の一層の自立促進を図るため、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決

定され、今国会に提出されました。その後、3月末に審議入りし、6月1日に今国会で可決・成立し、6月8日に公布されました。

本稿では、生活困窮者自立支援法の改正に焦点を当て、改正のポイントと補足事項について紹介します。

また、自治体短信では、福井県坂井市と島根県松江市が取り組んでいる3事業一体的実施の状況を報告していただきます。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 平成30年改正のポイントと補足事項について
- 3 自治体短信 福井県坂井市
- 4 コラム
～住宅部局と福祉部局の連携による居住支援について
- 5 自治体短信 島根県松江市
- 6 本号で紹介した資料等について



【今回の法改正のポイント】

「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」

1. 生活困窮者自立支援制度の基本理念、「生活困窮者」の定義の明確化
2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設
3. 関係機関間の情報共有を行う「支援会議」の設置
4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談事業の実施

「その他事業の拡充」

1. 子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）、
2. 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

【「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」について】

平成 30 年 10 月 1 日施行

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながらない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

100

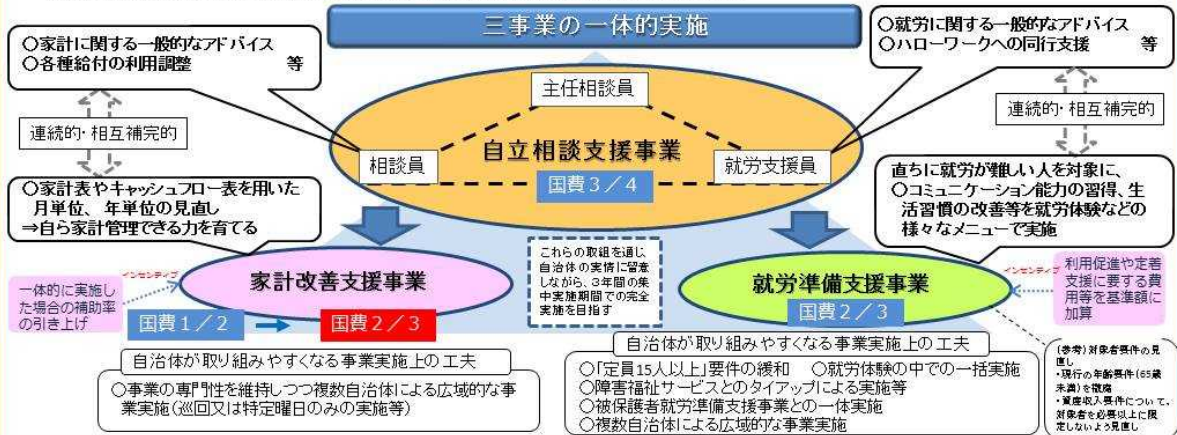
（補足事項）

3. で設置する「支援会議」については、生活困窮者に対する支援関係者が情報共有を安心して行えるようにするため、会議の構成員に対する守秘義務を設けることとしています。個人情報の取扱いについては、基本的には、自立相談支援事業における相談時に生活困窮者本人から包括的な同意をとりつつ、実際の情報共有の際には、その都度、個別に同意を得ながら実施することとなっています。しかしながら、本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケースや、同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケースが存在し、その中には、世帯としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあるとの指摘もなされています。これを踏まえ、支援会議では、会議の構成員の範囲を定めてその構成員に対して守秘義務をかけ、関係者同士が安心して生活困窮者に関する情報共有等を行うことを可能とするものであり、関係機関で気になっている地域の個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行うものです。なお、「支援会議」の運用については、今後ガイドライン等を作成し、お示しする予定です。

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

101

(補足事項)

4. の家計改善支援事業に関する補助率を 2/3 に引き上げる要件としては、法律上、就労準備支援事業と家計改善支援事業が「効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合」とされており、具体的には、今後政令でお示ししていくこととなりますが、その考え方としては、

- ・ 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していることに加え、
- ・ 生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画すること

などを要件とすることを考えています。

就労準備支援事業について、平成 30 年度予算において、上記両事業が効果的かつ効果的に行われている場合には、就労準備支援事業のインセンティブとして、利用促進や定着支援に要する費用等を基準額に加算することを考えています。具体的には、就労に向けた外出を支援する費用(送迎や移動に使う車のリース代など)、就労体験先の受入促進に要する費用(就労体験先への謝金など)、就職後の定着支援を行うための費用等を想定しています。また、事業に取り組みやすくなるための仕組みとして、定員 15 人以上の要件緩和や障害福祉サービスとのタイアップ、就労体験中での一括実施等を検討しています。さらに、対象者要件の見直しも行い、現行の年齢要件(65 才未満)の撤廃や資産収入要件について対象者を必要以上に限定しないようにすることも予定しています。

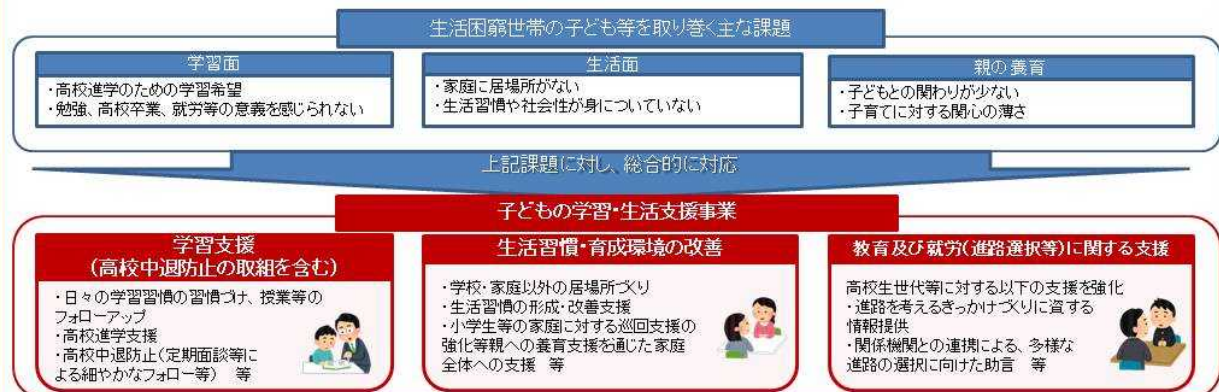
就労準備支援事業と家計改善支援事業については、平成 29 年度の実施率はそれぞれ 44%、40%となっていますが、前述の取り組みを通じ、自治体の実情に留意しながら、3 年間(2019~2021 年度)の集中実施期間での完全実施を目指すこととしています。そのため、都道府県におかれては、管内の事業未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての助言・援助、広域実施の検討を行っていただくこと等を考えていますので、ご協力をお願いします。

5. の福祉事務所を設置していない町村による相談事業の実施については、町村内の生活困窮者の状況等を踏まえ、相談窓口を設置することが可能となり、住民の相談の利便性が高めることにつながるものと考えています。一方で、①当該町村においても、生活困窮者自立支援法上の事業実施主体は引き続き都道府県となることから、都道府県には相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められるものであること、また、②当該福祉事務所を設置していない町村が相談対応を行うことを希望する場合に、その取り組みを支援するものであり、町村の自発的な取組の実施を尊重するものであること(都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではないこと)に留意してください。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。
 - ① シェルター等を利用していた人
 - ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人
 - (※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携
- ➡ 支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

(補足事項)

1. の子どもの学習支援事業については、名称を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、学習支援に加え、①生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、②生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う事業を位置づけ、その強化を図ることとしています。
2. の居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)については、現行の一時生活支援事業において、シェルター等の利用者や居住に困難を抱える方に対し、一定期間、訪問等による見守りや生活支援を行う事業(地域居住支援事業)をメニューとして追加することとしています。一方で、昨年 10 月に施行された改正住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者等)に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅の供給促進といったハード面の支援が進められています。こうしたハード面での対応とも連携を図りながら、ソフト面の支援として、支援を必要とされる方々の状況に応じた地域居住支援事業を推進していくことにより、地域における生活困窮者の継続的・安定的な居住の確保を図ることとしています。

法改正の内容や運用の方向性等については、まず 7 月 26 日(木)に全国担当者会議を開催し、都道府県、指定都市、中核市の皆さまにご説明します。

法改正に付随する関係政省令、告示や通知については、可能な限り早い段階でお示ししたいと考えています。都道府県等におかれては、管内自治体に対する速やかな情報提供や、管内自治体の体制整備に対する強力な支援をお願いします。

また、今年度発行するニュースレターにおける「自治体短信」については、自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援の 3 事業の一体的実施に関する取り組みを軸に掲載していく予定です。

自治体短信 このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



福井県坂井市の「いま」 ～三位一体体制強化に向けて～ 福井県坂井市市民福祉部福祉総合相談室 齊藤 正晃

坂井市の概要

坂井市は福井県の北部に位置し、平成 18 年 3 月に坂井郡の三国町・丸岡町・春江町・坂井町の 4 町が合併して誕生しました。人口は平成 29 年 1 月時点で 92,760 人となっています。市の南部を九頭竜川（くずりゅうがわ）が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

また、同市丸岡町はコシヒカリの生みの親「故石墨慶一郎博士」の出身地であり、コシヒカリのふるさとと言われ親しまれております。その他、若狭牛、越前がに、花らっきょう、越前そば、油揚げなど豊かな食に恵まれており、地場産業である越前織による織マークは国内シェアの 80%を占めております。また、景勝地「東尋坊」に代表される海岸線や日本最古の天守閣として知られる「丸岡城」などを有することでも有名です。なお、東洋経済新聞社「住みよさランキング」では、2012 年より 5 年連続で TOP5 入りの実績があります。

生活困窮者自立支援制度の実施体制について

本市では、平成 28 年度より市民福祉部内に福祉総合相談室を新設し、生活困窮者自立支援制度を所管しています。平成 29 年度からは人員体制を強化し、家計相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業を実施しております。

事業規模目安として平成 29 年度自立相談支援事業実績は人口 10 万人換算で 1 月あたり新規相談者

18.1 人、プラン作成 5.9 件となっています。

自立相談支援機関は、「直営+委託」方式とし、福祉総合相談室を自立相談支援機関と位置づけ、坂井市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）への委託により、主任相談支援員 1 名、相談支援員兼就労支援員 2 名（被保護者就労支援員と兼務）は市社協から専門職が出向し、市職員と同じ部屋で支援にあたっています。家計相談支援事業は市社協へ委託、就労準備支援事業は社会福祉法人（障害系）に委託して実施しているところです。

平成30年5月 福祉総合相談室体制

室長
生活保護CW:3名
生活保護SV:1名
生活保護就労支援員:1名(兼)
自立相談支援機関 主任相談支援員:1名
自立相談支援機関 相談・就労支援員:2名(兼)
相談支援包括化推進員:2名
児童家庭相談員:1名
女性相談員:1名
ひとり親家庭支援員:1名
事務・経理担当:1名



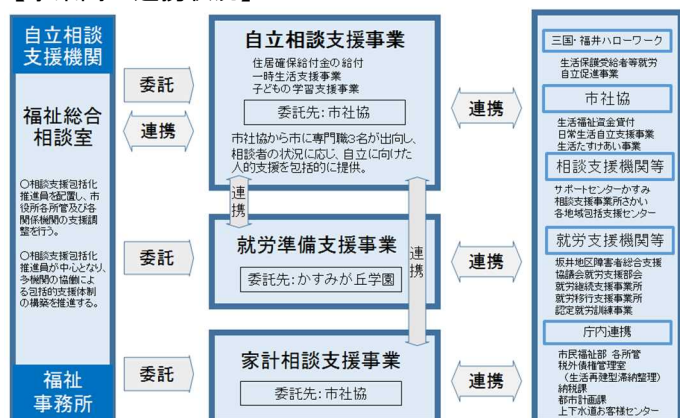
福井県坂井市福祉総合相談室の様子

特徴的な取り組みについて

本市では、平成 29 年度より「多機関協働による包括的体制構築事業」において、自立相談支援機関や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など、坂井市における相談支援機関を円滑にコーディネートするため、福祉総合相談室に相談支援包括化推進員を配置しています。相談支援包括化推進員を中心に、主任相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種とも協働し、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、相談支援機関等のネットワーク構築を進めております。

相談支援包括化推進員が自立相談支援機関と同じ部署で業務を実施しており、自立+家計+就労準備の委託先の相談員が孤立しないように庁内連携や行政機関同士の連携が必要な場合について自立相談支援機関に同行するなどしてフォローできるような体制にしています。

【事業間の連携状況】



家計相談支援事業との一体実施

家計相談支援員は市社協の各支部（4 か所）に、1 名ずつ配置し身近な圏域での相談対応をしております。市社協では「生活福祉資金貸付」とは別に、従前より独自事業として「生活たすけあい事業（貸付・現物支給）」（上限 2 万）があるものの、「貸す」「返せそうにない」に論点が行きがちで家計管理できていない人には貸せないということもありましたが、家計相談支援事業を導入することで「返せない」の裏にある問題に目が向きやすくなりました。

例えば、借入金を返せないのは、能力的に境界域であったり、生育歴に問題があったりすることに家計相談支援員が気づくことで他の事業（生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業等）にも効果が波及していると実感しています。

加えて、自立相談支援機関+家計相談支援員+生活福祉資金貸付担当者+相談支援包括化推進員で月に 2 回程度、「家計相談支援会議」を実施し、方向性の整理・意識統一を図っています。これにより、市社協が単独で「生活福祉資金貸付」等の相談を受けていた場合であっても、当該会議において家計相談支援事業の必要性があると判断される場合は同事業の導入を図ることとしています。家計に関する相談がきっかけとなり、自立相談支援事業につながる形が生まれています。

また、自立相談との相違性・専門性を将来に向けて確保する目的でファイナンシャルプランナー（FP）に定期的に役務提供頂き、今までになかった専門職の知識・技術を家計相談の中で活用していくようにしています。実際に、相談支援員+家計相談支援員が普段から市社協全体で家計相談支援に関する議論を積極的に実施し、家計相談支援につなぐ風土が生まれてきています。将来的には、社会福祉士等+FP の両資格取得している家計相談支援員が誕生するかもしれません。

就労準備支援事業との一体実施

本市では、社会福祉法人（障害系）に委託して実施しています。

本市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い方は就労先が比較的に見つかることも多いのですが、就労阻害要因を抱えているケースでは、手帳がなくても何らかの「障害、障害疑い」をもっていることもあり、障害福祉専門職との連携型で実施しています。

何らかの理由で外出に困難がある方やコミュニケーション面で課題を抱える方等に対して訪問を

中心に生活リズムの向上、意欲の喚起・促進を中心に支援にあたっています。

就労準備についても就労準備支援員+自立相談支援機関+相談支援包括化推進員で定期的な進捗確認・方向性の整理を実施しています。

主任相談支援員（市社協）の声

「市職員と同室で仕事ができている、相談支援包括化推進員が必要に応じて同行等してくれるので、庁内連携がとりやすいです。また、税金や保険、年金関係のことなども一緒にいることで勉強しながら支援ができることに加え、市社協の強みを活かした支援がしやすくなっています。その延長で家計相談+就労準備との関連性についてもイニシアティブが取りやすくなっています。」

終わりに

生活困窮者自立支援法が施行されてから、試行錯誤で取り組んできましたが、現在は自立相談支援機関を中心に家計相談支援事業+就労準備支援事業との一体的実施を図っています。「生活困窮者」の定義を必要以上に狭めず、自立相談支援機関が広く相談を受け付け、家計相談支援事業や就労準備支援事業

といった出口施策が機能するように、今後もより一層、三者で情報交換や共有を図り一体的に実施していけるように取り組んでいきます。

また、相談支援包括化推進員が中心となり、相談支援包括化推進会議（出席者：学識経験者、相談支援包括化推進員、主任相談支援員、相談・就労支援員、生活保護CW、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政）を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施しており、本制度の趣旨を推進していけるように取り組んでいきます。



（「家計相談支援進捗会議」「出張支援調整会議」の様子）

住宅部局と福祉部局の連携による居住支援について

居住支援とは

最近、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための居住支援の重要性が取り上げられることも多くなりましたが、そもそも居住支援とはどういったものでしょうか。私は、特に難しく考えることなく、地域で生活している方で、居住に関して悩み事を抱えている方に対する支援と考えていただければいいと思います。支援ニーズは地域によっても異なるため、どういった支援が必要なのかをそれぞれで考えていただく必要があります。



厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係長 田口 大明

どのような支援が必要なのか

どのような支援が必要なのか、当事者の声は住宅部局や福祉部局など様々なところに入ります。そうした方々にどういった支援ができるかを考えるには、部局横断的に気軽に相談などができるような関係づくりが重要です。

梅雨のジメジメした時期ではありますが、一緒に飲み会などをするといった関係づくりから始めてみてはいかがでしょうか。こうした連携がスムーズな支援に繋がるなんて一石二鳥ではないですかね！？ 以上、霞ヶ関から住宅部局と福祉部局の連携についてのお願いでした！！

自治体短信 このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



島根県松江市の「いま」 ～3 事業の連携による一体的な支援を目指し～

松江市 福祉部 生活福祉課 保護第2係長 吉岑 正美

松江市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係長 小須賀 昭雄

1. 松江市の概況

松江市は、島根県の東部にある県庁所在地です。特産物である蜆^{しじみ}で有名な宍道湖や平成 27 年には国宝指定された松江城のある国際文化観光都市です。人口は、約 20 万 3 千人、総面積は約 530 Km²で、日本海や豊かな自然があり、城下町と農村部で構成され、平成 30 年度から中核市となりました。

2. 生活困窮者自立支援事業の実施体制

松江市では平成 27 年 4 月から「松江市くらし相談支援センター」を開設し、松江市社会福祉協議会へ事業を委託し、生活困窮者自立相談支援事業をスタートしております。現在では自立相談支援事業、住居確保給付金のほか、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業について実施しており、支援体制としては、所長 1 名、主任相談支援員 1 名、相談支援員兼就労支援員 4 名、就労準備支援担当者 1 名、家計相談支援員 1 名の計 8 名を配置し取り組んでおります。

また、毎月一回開催する支援調整会議には、法テラス島根弁護士、ハローワーク、島根大学准教授、松江市と事務局（委託先の各事業の担当者）を含めたメンバーにより、自立支援計画（プラン）の検討を行い、各専門分野のご意見などをいただき、後の支援に生かせるようにしています。

さらに、年二回開催する運営協議会においては、地域から町内・自治会連合会、地区社協、公民館館長会、民生児童委員の各代表者をはじめとし、司法、学識経験者、就労・若者支援、児童福祉・教育、更生保護、保健、障がい者福祉、人権、高齢者福祉、ボランティア・市民活動などの市内関係機関を構成メンバーとして、ネットワークづくりや社会資源の開発を目的に、事業報告などを行い、課題や情報の共有を行うとともに、それぞれの立場でのご意見をいただきながら検討を行っています。

3. 3 事業の取り組み

松江市では、平成 27 年 4 月に自立相談支援事業、

平成 28 年 4 月から就労準備支援事業、家計相談支援事業をそれぞれ市社協への委託により開始し、平成 29 年 4 月には一時生活支援事業も市社協へ委託し、自立相談支援事業と 3 つの任意事業を一体的に取り組んでいます。各事業の取り組み内容は、以下に紹介します。

（1）就労準備支援事業

自己理解を深めるためのワークシートを利用した面談、ハローワークでの求職相談同行、職場体験・見学の同行、履歴書・面接の指導同席（ハローワーク）の実施などを行っています。

また、就労準備支援事業や自立相談での就労支援を行っている利用者を対象に年 3 回、就労準備講座を開催しています。講座を通じて、仲間づくりや就労に向けた意欲喚起につながっており、この就労に向けた 5 回の連続講座の後には、「チャレンジワーク」として職場体験を行い、最終日に報告会や講座の振り返りを行っています。

【就労準備講座の実施】

講 座 内 容	講 師
「楽しいコミュニケーション講座」	臨床心理士
「誰でも作れる？！料理教室と栄養のお話」	松江市保健センター 管理栄養士
「体を動かそう！体操教室」	インストラクター
「作品をつくろう！パステルアート」	パステルなごみアート 正インストラクター
「楽しく学ぶ！ビジネスマナー」	キャリアコンサルタント
「チャレンジワーク報告会」	キャリアコンサルタント

（2）家計相談支援事業

本人や家族からの聞き取り、レシートや請求書の整理、銀行や電話会社、ガスや水道の料金窓口、市役所（税、国民健康保険、介護保険など）での滞納の把握や相談を相談者で行います。

また、債務相談など法律相談が必要な場合は助っ人弁護士制度（※）や無料法律相談を利用したり、収入の状況の確認のために手当や年金などの確認を行ったりします。実態把握を行った後、家計再生プランの作成や継続的な家計管理ができるよう継続した面談を行っています。

（※）社協の事業で、週 1 回法テラスの弁護士が来所し、予約制で生活困窮者や被保護者等の法律相談に応じるもの。

（３）一時生活支援事業

平成 29 年度より市社協へ委託し、一軒家を借り上げてシェルターとして利用しています。利用に至る理由の内訳は、以下のとおりです。

【一時生活支援事業 利用に至った状況】

利用に至る理由
刑務所出所後や更生保護施設退所後の行先がない。
県外から来て、松江で生活保護を申請した。
解雇で社宅を退去したため、行き先がない。
離婚後に行き先がない。
野宿をしていた。
車上生活をしていて、住まいがない。
逮捕・勾留後釈放となり行先がない。
その他

４．３ 事業連携の取り組みと 3 年間の支援を通して

自立相談支援機関で一体的に各事業を実施することでよかったと感じるところは、自立相談との連携において、1 人の利用者に対して、包括的・継続的な支援となるように利用者の支援方針の検討や共有が速やかに図れるところです。

具体的には、支援調整会議をはじめ、毎週定例で法テラス島根の弁護士を交えて事例検討による支援方針の検討を行っています。借金や住宅ローン、虐待事例など相談支援員や家計相談支援員、就労準備支援担当者が一緒に事例を共有できます。

また、大きな精神的なショックで何年も閉じこもっていた方が近所や民生委員から C S W に相談があり、自立相談支援事業からスムーズに就労準備支援事業につながったケースがあったこと、仕事に自信を失い何年も働けず、親の介護をしていた息子の就労相談など地域包括支援センターからつながったケースなど増えてきており、これまで相談につながりにくかった相談が少しずつつながってくるようになったことです。

一方では、たくさんの課題が挙げられます。1 つは、効果的な就労支援を行っていくことです。これまでは受託する側の就労支援の経験が少なく、試行

錯誤を繰り返しながらの 2 年間であったように感じます。今後は相談者のモチベーションを下げないような支援として、これまでに開拓した業種以外の業種の職場体験先の開拓など効果的な支援の検証を行っていきたいと考えています。

もう 1 つは、適切な専門機関の活用です。相談者の生きづらさの要因として、成育歴、家庭環境、障がいがあるなどさまざまなことがあります。事業のみで完結するのではなく、臨床心理士、キャリアコンサルタント、障がい支援機関など専門家による助言や見立てを活用することで相談者の理解や必要な支援を検討することが、より一層に必要だと感じています。

この 3 年間を通じて感じたことは、予想以上に生活困窮に陥っている方や生きづらさを抱えている方がたくさんおられることに驚き、早期発見や早期相談につながることの大切さ、居場所の必要性、社会的な孤立の課題があることを感じています。自己肯定感が低く自信を失っている方、人どう関わってよいのかと悩んでいる方、仕事に就きたいけれどどうしたらよいのか困っている方、累犯のため刑務所生活が長く社会でどう生活してよいのか分からず困っている方などさまざまな困りごとがあり、うまくいかないことやすぐには解決できない課題があります。

一方で、相談者とともに解決を図っていく過程で、自分の悩みを話せるようになったり、家族で話し合えたり、仕事に向かっていく姿に人が人として支援することの大切さを実感しています。自立相談支援機関と一体的に、就労準備支援事業や家計相談支援事業を行っていることで支援体制を手厚くすることができ、支援の幅が広がります。また、地域の専門機関や地域住民と力を合わせて取り組むことで地域づくりにつながっていくものと考えています。

今後も 3 事業を一体的に取り組む総合相談体制を生かしていきたいと思います。



くらし相談支援センタースタッフのみなさん

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
福井県坂井市	https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/
島根県松江市	http://www.city.matsue.shimane.jp/
平成 29 年度社会・援護局関係主管課長会議 New !	
会議資料	・厚生労働省ホームページ（政策について > 審議会・研究会等 > 社会・援護局（社会）が実施する検討会等 > 社会・援護局関係主管課長会議 > 社会・援護局関係主管課長会議資料）に会議資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 （平成 30 年 1 月、2 月、3 月、平成 29 年度分をホームページに掲載） New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
認定就労訓練事業所の認定状況調査の結果（平成 29 年度第 3 四半期分をホームページに掲載） New !	
認定就労訓練事業所の認定状況	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 認定就労訓練事業所の認定状況調査の結果について） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html

（編集後記） 今号では、法改正のポイントと補足事項、自治体短信では 3 事業一体的実施の取組として福井県坂井市と島根県松江市のいまを掲載しました。改正法案が国会で可決、公布に至り、支援室内もいつもの雰囲気に戻りつつあります。私は 4 月に配属されてから、バタバタしたまま今まで来てしまいましたが、再度気を引き締めて業務に取り組んで参ります。皆さんの自治体も新しいメンバーを迎えて事業を推進されていることと思います。支援室も新たなメンバー構成で今年も取り組んで参ります。（ひ）

